

米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする皆様へ

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」により、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に農林水産大臣（農政局）に、開始届を提出する必要があります。

<届出の手続き>



米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者
(事業規模年間20精米トン未満の者を除く)

届出書 { ① 開始届
② 変更届
③ 廃止届

「主たる事務所の所在地」を管轄する農政局に提出

《 関東農政局の管轄区域 》

「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県」



- ① 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に農政局に**開始届**を提出（年間事業規模20精米トン未満の者を除く）
※ 玄米換算では、約370俵（作付面積規模約4.7ha）になります。
開始届を提出せず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は50万円以下の罰金
- ② 届出事業者は、届出事項の変更又は事業を廃止したときは、遅滞なく農政局に**変更届**又は**廃止届**を提出
変更又は廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした届出事業者は、20万円以下の過料
- ③ 届出事業者は、**帳簿**を備え、必要事項を記載するとともに、3年間の保存義務を負う規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、20万円以下の過料



「米穀の出荷または販売の事業を行う者」とは？

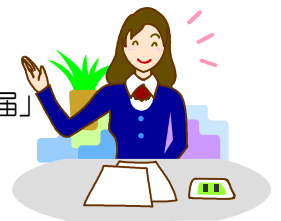
生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他人に譲渡すること（出荷）又は、自ら所有する米穀を有償で他人に譲渡すること（販売）を目的として事業活動を行う者をいいます。

したがって、生産者自ら生産した米穀を届出事業者を仲介することなく、直接、消費者に販売（産直販売）する場合も含まれます。



「年間事業規模が20精米トンを超えるかどうかわからない」

年によって20精米トンを前後する場合等で、年間事業規模を正確に把握できない場合は、届出時点での年間取扱予定数量を記入することにより、予め「開始届」を提出しておけば安心です。



● お問い合わせ先

担当窓口	所在地	電話番号	FAX
関東農政局 生産部生産振興課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館(10F)	048(740)0428	048(601)0533